

夏の再拡大防止特別対策（改訂）

～まん延防止等重点措置の実施が公示されるまでの間、
道として独自に取り組む対策～

令和3年7月20日

北海道

夏の再拡大防止特別対策

大型連休、お盆など夏休みシーズンの到来による人の移動の活発化を見据え、リバウンドの防止と段階的緩和の観点から特別対策を講じてきたところである。

札幌市における感染拡大を踏まえ、道として「まん延防止等重点措置」の実施について国へ要請を行うこととしたところであるが、国において判断されるまでの間、独自の対策を強化し感染の抑制に向けて取り組む。

また、ワクチンについては、発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もあることから、希望する方への接種が円滑に進むよう、関係機関と連携し取り組む。

対象地域	全道域
------	-----

期間	令和3年7月12日(月)～8月22日(日)
----	-----------------------

本道の中心都市であり、他の地域との人の往来も多い札幌市については、「重点地域」として、感染防止対策の一層の徹底を図る。

重点地域	札幌市
------	-----

期間	令和3年7月12日(月)～8月22日(日)
----	-----------------------

※改訂内容については、7月22日～8月22日の期間の適用とする。

全道域
(札幌市を除く)

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

要請内容

（日常生活において）

- ◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密（密閉・密集・密接）」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。

（特措法第24条第9項）

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

（特に外出の際は）

- ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

（特措法第24条第9項）

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

- ◆札幌市との不要不急※の往来は控える。（特措法第24条第9項）

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、往来を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との不要不急の往来は極力控える。（特措法第24条第9項）

※道外への移動がどうしても避けられない場合は、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。特に発熱等の症状がある場合は、移動を控えてください。

※また、移動先では、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数（5人以上）の会食は控えるようお願いします。

- ◆その他府県への移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数（5人以上）の会食は控えるなど慎重に行動する。（特措法第24条第9項）

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼
内容

- ◆緊急事態措置区域の住民に対しては、不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合は、感染防止策を徹底するとともに、出発前にPCR検査等を受ける。

- ◆その他の区域の方についても基本的な感染防止対策を徹底し、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底するとともに、その上で、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える。

※国では、7月20日から8月31日まで、羽田、成田、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を実施。

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

要請内容

（特に飲食の際は）

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。

（特措法第24条第9項）

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。

（特措法第24条第9項）

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。

（特措法第24条第9項）

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。（「黙食 ～食事は静かに、会話はマスク～」の実践）

（特措法第24条第9項）

【イベントの開催についての要請】

人数上限
及び
収容率
(※1)

特措法第24条第9項

- 人数上限(いずれか大きい方)
5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)
 - 収容率
 - [100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)
 - [50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)
- ※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請内容

- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

※ 7月22日以降も引き続き、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 8月23日以降に開催予定のイベントについても本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

要請・
協力依頼
内容

- ◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を実施する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。
(特措法第24条第9項)
- ◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。
(特措法第24条第9項)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。
(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、衛生管理マニュアルに基づき、感染防止対策を徹底する。
(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、入場整理など、感染防止対策を徹底する。

重点地域

要請内容

（日常生活において）

- ◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密（密閉・密集・密接）」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。

（特措法第24条第9項）

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

（特に外出の際は）

- ◆不要不急※の外出や移動を控える。（特措法第24条第9項）

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

（特措法第24条第9項）

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

- ◆「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との不要不急の往来は極力控える。（特措法第24条第9項）

※道外への移動がどうしても避けられない場合は、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。特に発熱等の症状がある場合は、移動を控えてください。

※また、移動先では、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数（5人以上）の会食は控えるようお願いします

- ◆その他府県への移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数（5人以上）の会食は控えるなど慎重に行動する。（特措法第24条第9項）

【来札を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼
内容

- ◆緊急事態措置区域の住民に対しては、不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合は、感染防止策を徹底するとともに、出発前にPCR検査等を受ける。

- ◆その他の区域の方についても基本的な感染防止対策を徹底し、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底するとともに、その上で、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える。

※国では、7月20日から8月31日まで、羽田、成田、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を実施。

要請内容

(特に飲食の際は)

◆21時以降、飲食店等を利用しない。(特措法第24条第9項)

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。
(特措法第24条第9項)

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。
(特措法第24条第9項)

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。「黙食 ～食事は静かに、会話はマスク～」の実践
(特措法第24条第9項)

対象施設

〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗

要請内容

- ◆営業時間は、5時から21時まで。(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、一定の要件※を満たした店舗においては11時から20時までできることとし、要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。(特措法第24条第9項)
 ※同一グループの入店は、原則4人以内、アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)または北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ、滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする、店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践)、業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う
- ◆業種別ガイドラインなど次の感染防止対策を実施する。(特措法第24条第9項)
 - ・従業員への検査推奨
 - ・入場者の整理・誘導
 - ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指消毒設備の設置
 - ・事業を行う場所の消毒
 - ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる など
- ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【飲食店等に対する支援金】

中小企業・個人事業者:1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 大企業:1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

【イベントの開催についての要請】

人数上限
及び
収容率
(※1)

○人数上限(いずれか大きい方)

5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)

特措法第24条第9項

○収容率

[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)

[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請内容

◆営業時間は21時まで。(無観客で開催される催物を除く)(協力依頼)

◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)

◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)

◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

※ 7月22日以降も引き続き、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 8月23日以降に開催予定のイベントについても本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

要請・ 協力依頼 内容

- ◆職場への出勤を抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を実施するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤やローテーション勤務、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。
(特措法第24条第9項)
- ◆感染防止対策が徹底されていない場合、カラオケ設備の提供を行わない。
(特措法第24条第9項)
- ◆大規模な集客施設においては、入場整理など、感染防止対策を徹底する。
(協力依頼)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、21時以降、夜間消灯する。(協力依頼)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。
(特措法第24条第9項)
- ◆高等学校及び特別支援学校では、通勤状況を踏まえ、必要な場合は時差通学を実施する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所等)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は、休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立する。なお、各競技団体等のガイドラインに基づかない対外試合等は自粛する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆原則休館とする。